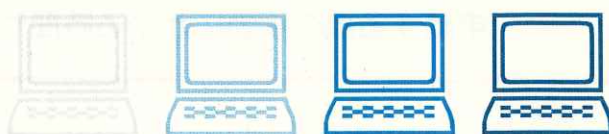


2020年4月から特定の法人※について 電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険に関する一部の手続きを行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

※特定の法人とは

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が 1 億円を超える法人
- 相互会社
- 投資法人
- 特定目的会社



義務化対象の手続き

※ 対象手続きのうち、健康保険・厚生年金保険に関する手続き

- 健康保険・厚生年金保険被保険者 **報酬月額算定基礎届**
- 健康保険・厚生年金保険被保険者 **報酬月額変更届**
- 健康保険・厚生年金保険被保険者 **賞与支払届**



適用時期

- 2020年4月以降に開始される各特定の法人の事業年度から適用されます。

Q&A

- Q. 社会保険の手続きを社会保険労務士に委託していても、対象になりますか。
- A. 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、義務化の対象となる法人に代わって
 手続きを行う場合も含まれます。

お問い合わせ先はこちらです。

【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

0570-007-123（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913

<受付時間> 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

社会保険手続きには、

便利な電子申請をご利用ください！

電子申請とは、申請・届出を書面やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
現在、CD・DVDによる申請で利用しているCSVファイルは、電子申請の際にも活用することができます！
※すでに電子申請をご利用中のお客様は引き続き電子申請のご利用をお願いいたします。

いつでも！

電子申請なら、夜間休日問わず24時間365日申請が可能です。

どこでも！

自宅や職場からインターネットを使ってどこからでも申請できます。

時間・コストの削減！

申請する際の移動にかかる時間や交通費、郵送費等のコスト削減が期待できます。

令和2年4月から、さらに電子申請が利用しやすくなります！

「G Biz ID※」から無料で取得できるID・パスワードにより**電子証明書がなくても電子申請が可能**になります！



※「G Biz ID」は、1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
アカウントの取得に手数料はかかりません！

電子申請ご利用方法

STEP 1 「G Biz ID」のアカウント取得

<https://gbiz-id.go.jp>



1. G Biz IDのホームページから「gBizIDプライム作成」ボタンを押下して申請書を作成・ダウンロード
2. 作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID運用センター」に送付
3. 申請が承認されるとメールが到着（審査に2週間程度必要となります。）
4. メールに記載されたURLをクリックしてパスワードを設定
5. 手続き完了！



※「G Biz ID」の詳しい内容、手続きについては上記ホームページをご覧ください。

STEP 2 申請データ(CSV)の作成

「届書作成プログラム」または、自社システム、労務管理ソフトで申請データを作成します。

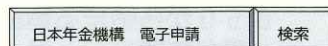
※「届書作成プログラム」は、申請データを簡単に作成・申請できるプログラムです。

日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。

《届書作成プログラムはこちら》 <https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

※現時点では「G Biz ID」には対応していません。

STEP 3 届書作成プログラムから申請！



「G Biz ID」に対応した届書作成プログラムから電子申請を行います。

※「G Biz ID」に対応した「届書作成プログラム」は、令和2年4月1日に日本年金機構のホームページに公開予定です。